神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例

平成27年3月20日 条例第9号

改正 平成31年3月22日条例第18号 令和5年9月1日条例第58号 令和2年3月31日条例第33号

神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例をここに公布する。

神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並 びに宮ケ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設として、次のとおり神奈川県立宮ケ瀬湖集団施 設地区及び鳥居原園地(以下「宮ケ瀬湖集団施設地区等」という。)を設置する。

区分	位置
宮ケ瀬湖集団施設地区	愛甲郡清川村宮ケ瀬
鳥居原園地	相模原市緑区鳥屋

2 知事は、宮ケ瀬湖集団施設地区等の区域を告示するものとする。

(指定管理者による管理)

- 第3条 宮ケ瀬湖集団施設地区等の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
 - (1) 宮ケ瀬湖集団施設地区等の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
 - (2) 宮ケ瀬湖集団施設地区等の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- (3) その他前条第1項に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務(指定管理者の指定の申請)
- 第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。) の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
 - (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法 人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
 - (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
 - (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

- 第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により宮ケ瀬湖集 団施設地区等の指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。
 - (1) 住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
 - (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
 - (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを 判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

- 第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

- 第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。
 - (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(供用日、供用時間及び開場時間)

- 第9条 グラススライダーの供用日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの間の土曜日、日曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 7月21日から8月31日まで
- 2 次の各号に掲げる宮ケ瀬湖集団施設地区等の施設の供用時間は、当該各号に掲げる時間とする。
 - (1) グラススライダー 午前10時から午後4時 (12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午後3時)まで
 - (2) 野外音楽堂 午前9時30分から午後5時まで
 - (3) 駐車場 午前0時から午後12時まで
- 3 駐車場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、グラススライダーの供用日、グラススライダー、野外音楽堂及び駐車場の供用時間並びに駐車場の開場時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔令和2年条例33号〕

(利用の承認)

- 第10条 別表第1に掲げる宮ケ瀬湖集団施設地区等の施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、同項の承認を与えないことができる。

- (1) 宮ケ瀬湖集団施設地区等における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが宮ケ瀬湖集団施設地区等の管理上支障があると認められるとき。(利用料金の納付)
- 第11条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、駐車場利用料金については、指定管理者は、当該利用 が終了した後、速やかに、精算し納付させることができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用 料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに 帰することができない理由により別表第1に掲げる宮ケ瀬湖集団施設地区等の施設を利用すること ができないと認めたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、宮ケ瀬湖集団施設地区等を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消し、又は宮ケ瀬湖集団施設地区等の利用を中止させ、若しくは制限することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第10条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(行為の制限)

- 第15条 宮ケ瀬湖集団施設地区等において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品を販売し、又は配布すること。
 - (2) 業として、映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を 行うこと。ただし、知事が公衆の宮ケ瀬湖集団施設地区等の利用に支障を及ぼすおそれが少ない と認める場合は、この限りでない。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、宮ケ瀬湖集団施設地区等(野外音楽堂を除く。)の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為期間、行為場所その他規則で定める事項を 記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則 で定める事項を記載した申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項又は前項の許可に、宮ケ瀬湖集団施設地区等の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

(使用料の納付)

第16条 前条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に定めるところにより計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の使用料を知事が指定する日までに納付しなければならない。

一部改正〔令和5年条例58号〕

(使用料の減免)

第17条 前条の規定にかかわらず、知事は、公共の目的のため宮ケ瀬湖集団施設地区等において行為をする場合において、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が、災害その他特別の事情により宮ケ 瀬湖集団施設地区等において当該許可に係る行為をすることができないと認めたときは、この限り でない。

(監督処分)

- 第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第15条第1項又は第3項の許可を取り 消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは宮ケ瀬 湖集団施設地区等からの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) 第15条第1項又は第3項の許可に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段により第15条第1項又は第3項の許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第15条第1項又は第3項の許可を受け た者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 宮ケ瀬湖集団施設地区等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 宮ケ瀬湖集団施設地区等の保全又は公衆の宮ケ瀬湖集団施設地区等の利用に著しい支障を生じた場合
 - (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、宮ケ瀬湖集団施設地区等の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は公布の日から、第4条から第8条まで、第9条第3項、第11条第2項、第12条、第20条及び別表第1の規定は平成27年5月25日から施行する。

一部改正〔平成31年条例18号〕

(使用料の額に関する規定の読替え)

2 平成31年10月1日以後の第15条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る使用料であって同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第16条の規定の適用については、同条中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

追加〔平成31年条例18号〕

附 則(平成31年3月22日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第4条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する 改正規定、同条例附則第3項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に1項を加える 改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第1項に見出しを付する改正規定、 同条例附則第2項を削る改正規定、同条例附則第3項を同条例附則第2項とし、同項の前に見出 しを付し、同条例附則第4項を同条例附則第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び同 条例附則第5項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則 第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

(3) (略)

附 則(令和2年3月31日条例第33号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日 から施行する。
- 2 神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の第9条の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 3 神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、同日以後の神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の施設の利用に係る利用料金について、改正後の別表第1の規定の例により、同条例第11条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

附 則(令和5年9月1日条例第58号)

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1(第10条、第11条関係)

1 グラススライダー利用料金

区分	利用料金の上限額	
グラススライダー	1人30分につき	600円

2 野外音楽堂利用料金

区分	利用料金の上限額	
野外音楽堂	1時間につき	1,100円

3 駐車場利用料金

区分		利用料金の上限額	
1. 中知野事相	普通自動車	1台1回につき 1,500円	
小中沢駐車場	大型自動車	同 2,500円	

備考 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

一部改正〔令和2年条例33号〕

別表第2 (第16条関係)

区分	単位	金額
業として行う物品の販売	1 日	1,200円
業として行う映画若しくは写真の撮影又は		
ラジオ若しくはテレビの録音、録画若しく	司	15,700円
は放送		
興行(会費を徴収して行う写真撮影会を除	同	15,700円
<.)	lh1	15, 700
会費を徴収して行う写真撮影会	司	7,900円
競技会その他これに類するもの	1時間	900円
展示会、集会その他これらに類するもの	1平方メートル1日	9円

備考 面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は面積の全部が1平方メートル未満であると きは、その端数面積又はその全面積は1平方メートルとする。